

若年のがん患者の在宅療養を支援します

令和 6 (2024) 年度から、新規事業として「若年がん患者在宅療養支援事業」が始まりました。

これは、40 歳未満のがん患者が利用した介護サービス費の一部を市が助成するものです。住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して生活を送れるよう、患者ご本人やご家族の負担軽減を目的としています。

1 介護保険制度の対象とならない 40 歳未満のがん患者への支援

40 歳以上のがん患者の場合、介護保険法に規定される特定疾病の対象となり、介護保険サービスを利用できます。しかし、40 歳未満のがん患者の場合、介護保険制度の対象とならず、介護サービス利用費の全額が自己負担となります。

市が利用費の一部を助成することで、在宅療養をより選択しやすくなります。

2 対象

- ・市内に住所がある 40 歳未満のがん患者（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した方）
- ・他の制度で同様の支援を受けることができない方

3 対象となる在宅サービス

- ・訪問介護サービス（ホームヘルプ）
- ・訪問入浴介護サービス
- ・福祉用具の貸与（特殊寝台、車いす、歩行器、歩行補助つえなど）
- ・福祉用具の購入（入浴補助用具、腰かけ便座など）



4 助成額

1 カ月当たりのサービス利用費の 9 割（上限 5 万 4 千円）

※1 カ月当たりの利用費が 6 万円を上回った分は、全額利用者の負担となります。

5 助成対象期間

次のいずれかの遅い日から、申請年度の末日まで

- ・利用申請をした日
- ・医師の意見書の診断日

6 助成金受け取りの流れ

※サービスを利用する前に申請が必要なため、事前に健康推進課へご連絡ください。

①健康推進課へ利用申請書と医師の意見書を提出



②利用決定通知を受け取る



③介護サービス事業所と契約し、サービスを利用



④介護サービス事業所に利用費を支払う



⑤健康推進課へ助成金交付申請書類を提出



⑥助成金を受け取る